

にいかわ信用金庫 ディスクロージャー

2020

資料編

CONTENTS

財務諸表	25
経営指標	31
主要な業務の状況を示す指標	31
役職員の報酬体系について	32
預金に関する指標	33
貸出金等に関する指標	33
有価証券に関する指標	34
有価証券の時価情報	35
デリバティブ取引	35
不良債権の状況	36
自己資本の充実の状況等	37

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)			(単位:百万円)		
科目	2018年度	2019年度	科目	2018年度	2019年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,364	1,637	預金	163,935	164,963
預け金	64,168	58,207	当座預金	2,555	2,566
有価証券	37,661	42,745	普通預金	75,349	78,148
国債	7,366	10,086	貯蓄預金	109	103
地方債	7,172	6,704	通知預金	23	12
社債	14,134	15,909	定期預金	79,151	78,125
株式	54	53	定期積金	6,139	4,956
その他の証券	8,934	9,991	その他の預金	606	1,050
貸出金	65,274	66,820	その他負債	258	228
割引手形	647	443	未決済為替借	68	24
手形貸付	6,657	6,639	未払費用	27	25
証書貸付	54,889	56,420	給付補填備金	1	1
当座貸越	3,080	3,316	未払法人税等	1	1
その他資産	928	933	前受収益	26	22
未決済為替貸	27	18	払戻未済金	1	0
信金中金出資金	696	696	職員預り金	114	121
前払費用	0	0	資産除去債務	1	1
未収収益	145	136	その他の負債	14	31
その他の資産	58	81	賞与引当金	31	31
有形固定資産	2,217	2,161	役員退職慰労引当金	10	17
建物	788	741	睡眠預金払戻損失引当金	8	10
土地	1,348	1,314	偶発損失引当金	8	12
その他の有形固定資産	79	105	繰延税金負債	210	161
無形固定資産	110	110	債務保証	429	383
ソフトウェア	1	0	負債の部合計	164,893	165,808
その他の無形固定資産	109	109	(純資産の部)		
前払年金費用	10	52	出資金	504	504
債務保証見返	429	383	普通出資金	504	504
貸倒引当金	△1,136	△1,190	利益剰余金	5,034	5,088
(うち個別貸倒引当金)	(△1,061)	(△1,112)	利益準備金	506	506
			その他利益剰余金	4,528	4,582
			特別積立金	4,389	4,489
			(経営安定化積立金)	(250)	(250)
			当期末処分剰余金	138	92
			会員勘定合計	5,539	5,593
			その他有価証券評価差額金	598	459
			評価・換算差額等合計	598	459
			純資産の部合計	6,138	6,052
資産の部合計	171,031	171,861	負債及び純資産の部合計	171,031	171,861

損益計算書

		(単位:千円)	
科 目	2018年度	2019年度	
経常収益	1,887,233	1,786,220	
資金運用収益	1,497,402	1,489,085	
貸出金利息	1,085,802	1,041,434	
預け金利息	108,833	81,413	
有価証券利息配当金	281,854	345,245	
その他の受入利息	20,911	20,991	
役員取引等収益	208,479	200,553	
受入為替手数料	97,496	95,635	
その他の役員収益	110,982	104,917	
その他業務収益	119,052	85,226	
外国為替売買益	86	33	
国債等債券売却益	95,705	70,811	
その他の業務収益	23,260	14,381	
その他経常収益	62,299	11,355	
償却債権取立益	56,492	9,727	
株式等売却益	1,029	-	
その他の経常収益	4,776	1,628	
経常費用	1,778,500	1,702,547	
資金調達費用	22,677	18,896	
預金利息	20,758	17,312	
給付補填備金繰入額	1,331	973	
その他の支払利息	587	610	
役員取引等費用	167,725	163,633	
支払為替手数料	36,165	35,151	
その他の役員費用	131,560	128,481	
その他業務費用	434	25,021	
国債等債券売却損	-	24,709	
その他の業務費用	434	311	
経費	1,450,801	1,412,547	
人件費	936,387	880,549	
物件費	484,207	502,407	
税金	30,206	29,590	
その他経常費用	136,860	82,449	
貸倒引当金繰入額	44,445	71,187	
貸出金償却	82,693	1	
株式等償却	196	98	
その他の経常費用	9,524	11,161	
経常利益	108,733	83,673	
特別利益	6,825	1,029	
固定資産処分益	-	1,029	
その他の特別利益	6,825	-	
特別損失	14,510	13,764	
固定資産処分損	2,792	299	
減損損失	11,123	13,464	
その他の特別損失	594	-	
税引前当期純利益	101,047	70,937	
法人税、住民税及び事業税	2,017	2,452	
法人税等調整額	9,703	4,540	
法人税等合計	11,721	6,992	
当期純利益	89,326	63,945	
繰越金(当期首残高)	49,551	28,779	
当期末処分剰余金	138,877	92,724	

剰余金処分計算書

		(単位:円)	
科 目	2018年度	2019年度	
当期末処分剰余金	138,877,400	92,724,652	
剰余金処分額	110,097,801	10,098,911	
利益準備金	-	-	
普通出資に対する配当金	10,097,801	10,098,911	
(配当率)	(年2%)	(年2%)	
特別積立金	100,000,000	-	
繰越金(当期末残高)	28,779,599	82,625,741	

会計監査

2020年6月12日開催の第97回通常総代会で報告・承認された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

代表者の確認

2019年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月12日

にいかわ信用金庫

理事長 岸 和雄

【貸借対照表の注記】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業統括部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,865百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理

方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	1,650,650百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,782,453百万円
差引額	△131,803百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成31年3月分)は0.1300%です。

③ 補足説明

上記①の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高180,752百万円、及び別途積立金48,949百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金23百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額は2,371百万円であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 94 百万円、延滞債権額は 4,757 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権はありません。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 336 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 5,189 百万円であります。なお、18. から 21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び荷付替手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 443 百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預 け 金 10 百万円
有価証券 203 百万円
担保資産に対応する債務
預 金 881 百万円
上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 4,560 百万円を差し入れております。
24. 出資 1 口当たりの純資産額は 599 円 30 銭であります。
25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか営業統括部により行われ、また、定期的に経営陣による ALM 委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。ALM に関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経理部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経理部を通じ、理事会及び ALM 委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間 1 年、過去 5 年の観測期間で計測される 99 パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の 99 パーセンタイル値を用いた経済価値は、14 億 54 百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達

バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含まれておりません((注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	58,207	58,363	156
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	2,093	2,036	△56
その他有価証券	40,619	40,619	-
(3)貸出金(*1)	66,820		
貸倒引当金(*2)	△1,159		
	65,661	67,050	1,389
金融資産計	166,580	168,070	1,489
(1)預金積金(*1)	164,963	164,983	20
金融負債計	164,963	164,983	20

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAPレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間

に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAPレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	32
合 計	32

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	793	834	41
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	793	834	41
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	1,300	1,201	△98
	小計	1,300	1,201	△98
合計		2,093	2,036	△56

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21	21	0
	債券	25,327	24,550	776
	国債	6,296	6,021	275
	地方債	5,911	5,723	187
	社債	13,119	12,805	313
	その他	4,257	4,209	48
	小計	29,606	28,781	825
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	6,579	6,652	△73
	国債	3,789	3,841	△52
	地方債	-	-	-
	社債	2,789	2,810	△21
	その他	4,434	4,550	△116
小計	11,013	11,203	△190	
合計		40,619	39,984	634

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	-	-	-
債券	5,773	55	6
国債	5,773	55	6
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	193	15	17
合計	5,966	70	24

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,430百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が8,796百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,031百万円
貸倒引当金	549百万円
その他	101百万円
繰延税金資産小計	1,683百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,015百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△639百万円
評価性引当額小計	△1,655百万円
繰延税金資産合計	28百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	175百万円
前払年金費用	14百万円
繰延税金負債合計	190百万円
繰延税金負債の純額	161百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 当事業年度（令和2年3月31日）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	537	133	58	-	207	93	1,031
評価性引当額	521	133	58	-	207	93	1,015
繰延税金資産	16	-	-	-	-	-	16

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

【損益計算書の注記】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額6円33銭であります。

経営指標

直近の5事業年度における主要な経営指標の推移

(単位:千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	2,292,733	2,013,008	1,936,543	1,887,233	1,786,220
経常利益 (又は経常損失(△))	99,242	95,181	△84,859	108,733	83,673
当期純利益 (又は当期純損失(△))	76,233	78,779	△85,220	89,326	63,945
出資に対する配当 (出資一口当たり)	1.5円	1.5円	1.0円	1.0円	1.0円
職員数	191人	174人	162人	144人	137人

(単位:百万円 口数:千口)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預積金残高	174,381	170,948	167,747	163,935	164,963
貸出金残高	65,480	66,658	66,642	65,274	66,820
有価証券残高	30,495	30,207	31,851	37,661	42,745
出資総額	505	505	506	504	504
出資総口数	10,102	10,117	10,129	10,099	10,099
純資産額	6,690	6,127	5,988	6,138	6,052
総資産額	182,191	178,018	174,707	171,031	171,861
単体自己資本比率	9.55%	9.14%	9.03%	9.06%	9.19%

主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
資金運用収支	1,474,725	1,470,189
資金運用収益	1,497,402	1,489,085
資金調達費用	22,677	18,896
役務取引等収支	40,753	36,920
役務取引等収益	208,479	200,553
役務取引等費用	167,725	163,633
その他の業務収支	118,617	60,205
その他業務収益	119,052	85,226
その他業務費用	434	25,021
業務粗利益	1,634,096	1,567,314
業務粗利益率	0.96%	0.91%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

利益率

	2018年度	2019年度
総資産経常利益率	0.06%	0.04%
総資産当期純利益率	0.05%	0.03%

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益÷総資産(除く債務保証見返り)平均残高×100

利鞘

	2018年度	2019年度
資金運用利回り	0.88%	0.87%
資金調達原価率	0.87%	0.84%
総資金利鞘	0.01%	0.03%

(注) 資金運用利回り=資金運用収益÷資金運用勘定平均残高×100

資金調達原価率=(資金調達費用+経費)÷資金調達勘定平均残高×100

総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率

業務純益

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
業務純益		157,711
実質業務純益		161,584
コア業務純益		115,482
コア業務純益 (投資信託解約損益除く)		96,207

(注) 1. 業務純益=業務収益-業務費用

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額を含みます。

業務費用には、例えば人件費のうちの役員退職慰労金等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、

国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位:平均残高は百万円、利息は千円)

	平均残高		利息		利回り	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
資金運用勘定	169,355	171,125	1,497,402	1,489,085	0.88%	0.87%
資金調達勘定	167,135	168,415	22,677	18,896	0.01%	0.01%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2018年度58百万円、2019年度74百万円)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2017年度	2018年度		2019年度	
			対前期比		対前期比
受取利息	1,565,226	1,497,402	△67,823	1,489,085	△8,317
支払利息	37,582	22,677	△14,904	18,896	△3,781

資金調達原価

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
資金調達費用	22,677	18,896
経費	1,444,159	1,412,547
(うち人件費)	929,745	880,549
(うち物件費)	484,207	502,407
資金調達原価	1,466,837	1,431,443

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬額及び賞与額につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、その決定方法等の事項を規程で定めております。

(2) 2019年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分		金 額
対象役員等に対する報酬等		46
内 訳	基本報酬	40
	賞与	-
	退職慰労金	5

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。
2. 上記の内訳のうち、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度中に繰り入れた引当金を除く)と、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」

(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2019年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等は、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「当金庫の主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2019年度においては該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2019年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2019年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

預金に関する指標

預金・譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
流動性預金	76,959	80,831
定期性預金	89,448	83,081
その他	610	1,050
計	167,017	164,963
譲渡性預金	-	-
合計	167,017	164,963

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

定期性預金残高 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
定期預金	79,151	78,125
固定金利定期預金	79,055	78,050
変動金利定期預金	96	74
その他	0	0

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
手形貸付	6,472	6,972
証書貸付	55,464	56,938
当座貸越	3,055	3,047
割引手形	621	526
合計	65,613	67,485

預貸率 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金(A)	65,274	66,820
預金積金(B)	163,935	164,963
預貸率	(A) ÷ (B)	39.81%
期中平均	39.28%	40.09%

貸出金残高 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
貸出金	65,274	66,820
うち変動金利	17,474	17,436
うち固定金利	47,799	49,383

資金使途別残高 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
設備資金	26,541	28,702
運転資金	38,732	38,117
合計	65,274	66,820

貸出金の担保別内訳 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	1,149	1,127
有価証券	426	411
不動産	10,905	9,840
小計	12,481	11,379
信用保証協会・信用保険	12,458	12,280
保証	4,007	3,705
信用	36,327	39,455
合計	65,274	66,820

債務保証見返の担保別内訳 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
不動産	60	48
小計	60	48
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	0	0
信用	369	334
合計	429	383

貸出金業種別内訳 (単位:百万円)

	2018年度			2019年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	148	6,092	9.33%	139	5,757	8.61%
農業、林業	12	114	0.17%	9	72	0.10%
漁業	5	729	1.11%	6	639	0.95%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	147	0.22%	1	129	0.19%
建設業	269	6,205	9.50%	255	6,048	9.05%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	130	0.19%	1	122	0.18%
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	26	397	0.60%	28	542	0.81%
卸売業、小売業	197	5,297	8.11%	182	5,150	7.70%
金融業、保険業	9	3,795	5.81%	9	3,794	5.67%
不動産業	120	8,445	12.93%	130	9,296	13.91%
物品賃貸業	2	13	0.01%	2	10	0.01%
学術研究、専門・技術サービス業	16	361	0.55%	15	357	0.53%
宿泊業	12	489	0.74%	12	420	0.62%
飲食業	103	998	1.52%	98	972	1.45%
生活関連サービス業、娯楽業	58	1,269	1.94%	63	1,404	2.10%
教育、学習支援業	4	26	0.03%	3	18	0.02%
医療・福祉	26	1,601	2.45%	24	1,544	2.31%
その他のサービス	73	1,845	2.82%	80	1,880	2.81%
小計	1,082	37,962	58.15%	1,057	38,162	57.11%
地方公共団体	9	10,541	16.14%	9	13,180	19.72%
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,662	16,770	25.69%	4,378	15,477	23.16%
合計	5,753	65,274	100.00%	5,444	66,820	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2018年度	77	74		77	74
	2019年度	74	78		74	78
個別貸倒引当金	2018年度	1,020	1,061	6	1,014	1,061
	2019年度	1,061	1,112	16	1,044	1,112
合 計	2018年度	1,098	1,136	6	1,091	1,136
	2019年度	1,136	1,190	16	1,119	1,190

貸出金償却

(単位:千円)

	2018年度	2019年度
貸出金償却	82,693	1

有価証券に関する指標

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

2018年度	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	5	411	2,587	1,038	-	3,323	-	7,366
地方債	225	-	510	3,206	-	3,229	-	7,172
社 債	401	380	301	3,106	5,940	4,002	-	14,134
株 式	-	-	-	-	-	-	54	54
外国証券	-	499	407	1,702	3,827	-	301	6,736
その他の証券	83	-	197	1,090	540	-	286	2,197
合計	714	1,291	4,004	10,144	10,308	10,555	641	37,661

(単位:百万円)

2019年度	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	2,451	1,028	513	-	6,091	-	10,086
地方債	-	150	2,977	513	-	3,061	-	6,704
社 債	64	456	2,038	2,089	7,709	3,550	-	15,909
株 式	-	-	-	-	-	-	53	53
外国証券	-	795	1,503	1,209	4,101	-	-	7,610
その他の証券	-	187	87	1,798	-	-	308	2,381
合計	64	4,042	7,635	6,125	11,810	12,704	362	42,745

有価証券の期末残高・平均残高

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	期末	平均	期末	平均
国 債	7,366	7,018	10,086	7,291
地方債	7,172	6,491	6,704	6,750
社 債	14,134	12,981	15,909	15,477
株 式	54	54	53	53
外国証券	6,736	4,063	7,610	7,742
その他の証券	2,197	2,429	2,381	2,414
合計	37,661	33,038	42,745	39,729

預証率

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
有価証券(A)	37,661	42,745
預金積金(B)	163,935	164,963
預証率	(A/B)	22.97%
	期中平均	19.78%

有価証券の時価情報

(1) 売買目的有価証券 該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	977	1,029	52	793	834	41
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	977	1,029	52	793	834	41
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	1,300	1,281	△ 18	1,300	1,201	△ 98
	小 計	1,300	1,281	△ 18	1,300	1,201	△ 98
合 計	2,277	2,311	34	2,093	2,036	△ 56	

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	2018年度			2019年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	21	21	0	21	21	0
	債 券	27,495	26,489	1,006	25,327	24,550	776
	国 債	7,366	7,012	354	6,296	6,021	275
	地 方 債	6,194	5,974	220	5,911	5,723	187
	社 債	13,934	13,503	431	13,119	12,805	313
	そ の 他	3,801	3,758	43	4,257	4,209	48
	小 計	31,319	30,269	1,050	29,606	28,781	825
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	-
	債 券	199	200	△0	6,579	6,652	△73
	国 債	-	-	-	3,789	3,841	△52
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	199	200	△0	2,789	2,810	△21
	そ の 他	3,832	4,055	△ 222	4,434	4,550	△116
小 計	4,032	4,255	△ 222	11,013	11,203	△190	
合 計	35,351	34,524	827	40,619	39,984	634	

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2.上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

(4) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません。

(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

区 分	2018年度	2019年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	32	32
合 計	32	32

(6) 金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)

該当する取引はございません。

不良債権の状況

資産の健全化による経営体質の強化を重点課題と位置付け、日頃から不良債権の発生防止と適切な処理に取り組んでいます。以下に開示する不良債権は、貸出金等について適正な自己査定を実施した結果に基づくものです。なお、不良債権の開示方法は、信用金庫法による「リスク管理債権の状況」と金融再生法による「資産の査定状況」の2種類があります。リスク管理債権の各債権額と金融再生法の各債権額とは、その算出方法が異なるため一致しません。

信用金庫法によるリスク管理債権の状況

リスク管理債権は、延滞状況や貸出条件の変更などにもとづいて分類するものであり、担保等による回収見込み額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であることから、全ての金額が回収不能となるわけではありません。当金庫の2020年3月期のリスク管理債権額は51億89百万円となっておりますが、そのうち確実な担保や信用保証協会等の機関保証付で31億96百万円、個別貸倒引当金で10億84百万円保全されており、その保全率は82.48%となっております。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
破綻先債権 ①	132	94
延滞債権 ②	4,759	4,757
3か月以上延滞債権 ③	-	-
貸出条件緩和債権 ④	347	336
リスク管理債権額合計 (A) = ① + ② + ③ + ④	5,239	5,189
担保、保証額合計 ⑤	3,206	3,196
貸倒引当金 ⑥	1,035	1,084
保全額計 (B) = ⑤ + ⑥	4,241	4,280
保全率 (B) ÷ (A)	80.96%	82.48%

用語解説

- 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による民事再生の開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続の開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算の開始の申立てがあった債務者
 - 手形の交換所において取引の停止処分を受けた債務者
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②「金利棚上げ」により未収利息を収益不計上とした貸出金
- 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として金利の減免、利息支払の猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法による資産の査定状況

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下金融再生法）に基づく、資産査定の結果について開示しております。金融再生法による開示では、貸出金及び貸出金に準ずる債権（債務保証見返、未収利息、未収金、与信に関する仮払金、貸付有価証券、外国為替）としております。当金庫の2020年3月期の金融再生法に基づく不良債権額は52億14百万円となっておりますが、そのうち確実な担保や信用保証協会等の機関保証付で32億円、個別貸倒引当金で11億5百万円保全されており、その保全率は82.57%となっております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ①	589	568
危険債権 ②	4,324	4,308
要管理債権 ③	347	336
金融再生法上の不良債権 (A) = ① + ② + ③	5,261	5,214
担保、保証額合計 ④	3,208	3,200
貸倒引当金 ⑤	1,055	1,105
保全額計 (B) = ④ + ⑤	4,264	4,305
保全率 (B) ÷ (A)	81.04%	82.57%
正常債権 (C)	60,522	62,058
総与信額 (A) + (C)	65,784	67,272

用語解説

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政の状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして上記の1. から 3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

自己資本の充実の状況等

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項 目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,529	5,583
うち、出資金及び資本剰余金の額	504	504
うち、利益剰余金の額	5,034	5,088
うち、外部流出予定額(△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	76	79
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	76	79
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,605	5,663
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	80	79
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	80	79
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	7	38
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	88	117
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,517	5,545
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	57,573	57,073
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,320	3,226
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	60,893	60,300
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	9.06 %	9.19 %

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本額は、コア資本に係る基礎的項目からコア資本に係る調整項目を減算し、算出します。コア資本に係る基礎項目は会員の皆さまから受け入れた出資金や毎期の利益の積み重ねである利益剰余金などにより構成されます。また、コア資本に係る調整項目は一般的に損失吸収力に乏しいと考えられる資産、及び金融機関間でのリスクの連鎖を防止する観点から保有を抑制する必要があると考えられる資産などにより構成されます。

自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、金融機関の「健全性や安全性」を示す指標です。にいかわ信金の自己資本比率は2020年3月期で9.19%を確保しております。これは国内でのみ業務を行う金融機関が必要とする4%(国内基準)を上回っており、経営の健全性は十分に保たれていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

信用リスク(ポートフォリオ毎)及びオペレーショナルリスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	57,573	2,302	57,073	2,282
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	57,274	2,290	57,004	2,280
(i) ソブリン向け	792	31	876	35
(ii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	13,716	548	12,652	506
(iii) 法人等向け	21,550	862	22,819	912
(iv) 中小企業等・個人向け	8,390	335	7,437	297
(v) 抵当権付住宅ローン	2,634	105	2,493	99
(vi) 不動産取得等事業向け	4,737	189	5,335	213
(vii) 三月以上延滞等	116	4	81	3
(viii) 出資等	162	6	265	10
出資等のエクスポージャー	162	6	265	10
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 上記以外	5,173	206	5,042	201
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	914	36	912	36
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	130	5	147	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	4,129	165	3,982	159
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	299	11	68	2
ルック・スルー方式	299	11	68	2
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦ 中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,320	132	3,226	129
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	60,893	2,435	60,300	2,412

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのものです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 1.5\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスク管理の概要

審査部門は、融資の5原則である公共性・成長性・安全性・収益性・流動性を踏まえ、融資審査基準に基づき厳格に審査し、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引の推進によりリスクの分散に努めています。また、与信構造(ポートフォリオ)の管理に向けて、信用リスク部会では大口のお取引先の現況把握や業種別の貸出資産の管理を行い、さらに、要注意債権等の健全化のため、経営改善支援先を定期的に見直ししながらモニタリングを行い、お取引先の経営改善に積極的に関与するとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対して報告する態勢の整備をしております。

(1)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	168,515	169,918	65,784	67,272	34,112	39,648	-	-	322	265
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	168,515	169,918	65,784	67,272	34,112	39,648	-	-	322	265
製造業	6,744	6,218	6,222	5,895	501	301	-	-	11	13
農業、林業	124	79	124	79	-	-	-	-	-	-
漁業	734	646	734	646	-	-	-	-	-	-
鉱業、砕石業、砂利採取業	149	130	149	130	-	-	-	-	-	-
建設業	7,080	6,847	7,080	6,847	-	-	-	-	86	78
電気・ガス・熱供給・水道業	5,840	8,436	131	122	5,709	8,313	-	-	-	-
情報通信業	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	510	648	510	648	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	5,661	5,479	5,661	5,479	-	-	-	-	35	35
金融業、保険業	70,066	64,944	3,829	3,827	6,611	7,514	-	-	-	-
不動産業	9,470	10,222	8,658	9,505	701	500	-	-	33	15
物品賃貸業	17	13	17	13	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	499	492	499	492	-	-	-	-	-	-
宿泊業	492	423	492	423	-	-	-	-	79	37
飲食業	1,318	1,285	1,317	1,284	-	-	-	-	1	1
生活関連サービス業、娯楽業	1,532	1,652	1,532	1,652	-	-	-	-	-	4
教育、学習支援業	28	19	28	19	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	1,694	1,618	1,694	1,618	-	-	-	-	-	-
その他サービス	2,045	2,069	2,044	2,067	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	36,296	41,447	10,553	13,188	20,588	23,019	-	-	-	-
個人	14,501	13,329	14,501	13,329	-	-	-	-	73	79
その他	3,687	3,897	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	168,515	169,918	65,784	67,272	34,112	39,648	-	-	322	265
1年以下	59,072	61,233	12,096	11,200	631	64	-	-	-	-
1年超3年以下	10,684	8,965	4,832	5,157	1,274	3,798	-	-	-	-
3年超5年以下	11,064	14,801	7,375	7,402	3,688	7,398	-	-	-	-
5年超7年以下	15,580	12,188	6,667	7,846	8,807	4,207	-	-	-	-
7年超10年以下	23,238	19,717	8,587	7,392	9,650	11,825	-	-	-	-
10年超	37,849	42,257	25,790	27,902	10,059	12,354	-	-	-	-
期間の定めのないもの	11,026	10,755	434	371	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	168,515	169,918	65,784	67,272	34,112	39,648	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことであり、

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金			貸出金償却	
	2018年度 期末残高	当期における 増減額	2019年度 期末残高	2018年度	2019年度
製 造 業	36	10	47	0	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
建 設 業	292	△34	257	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1	1	2	-	-
卸 売 業、小 売 業	516	70	587	5	0
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-
不 動 産 業	96	△0	96	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-
宿 泊 業	26	△7	19	74	-
飲 食 業	-	0	0	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	17	10	28	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	1	1	1	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-
個 人	70	0	70	0	-
そ の 他	9	1	10	-	-
合 計	1,068	54	1,122	82	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、34ページに掲載しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

- 株式会社格付投資情報センター
- 株式会社日本格付研究所
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

【自己資本比率の算出方法】

当金庫は標準的手法を採用しており、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する手法です。保有する資産の一部（有価証券等）について、上記の4社の信用評価（外部格付）をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

(3)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,402	33,713	1,413	38,886
10%	-	8,175	-	8,006
20%	3,509	65,201	5,314	58,668
35%	-	7,581	-	7,172
50%	9,861	292	11,952	251
75%	-	8,918	-	7,614
100%	1,001	28,793	1,103	29,463
150%	-	10	-	12
250%	-	52	-	58
1,250%	-	-	-	-
合 計	168,515		169,918	

(注) 1. 格付は適合格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）や保証（国、地方公共団体等）などが該当します。

適格金融資産担保

定期預金、定期積金を担保としている貸出金は、その担保額を信用リスク削減額としています。担保額は貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関より付与されている法人が保証している債権（保証されている部分に限る）は、当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,172	1,117	6,325	6,392		

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

市場リスク・流動性リスクに関する事項

市場リスク管理の手続の概要

様々な市場のリスク・ファクターの変動に対しては、的確かつ迅速なリスク判断を行うためにALM委員会（※1）を設置し、資産・負債の総合的なリスク管理を行い、運用・調達の方針を決定、金融環境の変化に適切に対応できる態勢の構築に努めております。

また、管理部署ではリスク量の計測を定期的に行っており、一定のリスク限度枠が必要と判断される運用商品については枠の設定を行い、その遵守状況をモニタリングするとともに、それらの結果については定期的にALM委員会へ報告しています。

※1 ALMとは金融機関の経営分析手法の一つで、資産と負債を一元的に管理して、金利や為替の動向など、あらゆるマーケットリスクを対象として全体のリスク量を測定し、リスクをコントロールしながら収益の極大化を狙う経営管理手法です。また、ALM委員会は経営環境の変化に伴い発生する金利変動リスク、流動性リスクなど種々のリスクを極力回避し、資金調達・運用の迅速化・最適化を図るべく、当金庫の資産・負債を総合的に管理することを目的としています。

流動性リスク管理の手続の概要

日々の資金繰りについては即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資金）が預金残高の一定水準以上を維持するよう管理するとともに、支払準備資産の保有状況等についてALM委員会に報告していません。流動性資金の確保に向けた緊急時の資金調達手段としては、信金中央金庫に資金を預けるなど十分な支払準備資産を確保しております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

事務リスク管理の手続の概要

多様化、複雑化する業務に適切に対処するとともに想定される事務リスクを未然に回避するため、定期的に事務改善委員会を開催し事務リスク軽減に向けた事務処理の効率化に努めるほか、営業店事務に関する指導を行なっています。また、事務改善委員会の活動については、常勤理事会へ報告しています。

システムリスク管理の手続の概要

業務IT化が進展するなか、コンピュータシステムやネットワークシステムは金庫の業務運営に欠かせない存在です。したがって、誤処理や災害、不正使用等によりシステム停止した場合には、お客様からの信用の失墜により経営に重大な影響を与えることとなります。当金庫は万一の場合に備え、当金庫の加盟するしんきん共同センターのバックアップシステムを利用しています。

出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において保有している出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場不動産投資信託、株式関連投資信託、出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場不動産投資信託、株式関連投資信託については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク（価格変動リスク）が伴います。

上場株式等にかかるリスクの認識については、日々時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握し、経営陣への報告を実施しています。また、定期的に開催するALM委員会へも報告を行うなどの相互牽制を図りリスク管理に努めております。

一方、非上場株式等については、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規程に基づき適正な運用管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式等	2018年度	-	-	100	99	△0	3	4	-
	2019年度	-	-	206	179	△27	0	27	-
非上場株式等	2018年度	-	-	21	21	0	0	0	737
	2019年度	-	-	21	21	0	0	0	734
合計	2018年度	-	-	122	121	△0	3	4	737
	2019年度	-	-	227	201	△26	1	27	734

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金等です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	6	15
売却損	-	-
償 却	-	0

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,610	2,250
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、預金、貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック）により経済的価値が減少するリスクです。
- (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
当金庫ではALM委員会において金利リスクを管理しています。定期的にモニタリングを行い、結果や今後の対応等の協議内容を常勤理事会に報告しています。金利リスク量の限度枠について、常勤理事会で承認された資金運用計画に定めていますが、これを超過した場合、リスクのコントロール及び削減方法を決定するため、直ちにALM委員会へ報告することになっています。
- (3) 金利リスク計測の頻度
当金庫では、毎月ごとに（月末日基準）VaR（バリュー・アット・リスク）による金利リスク量を計測、四半期ごと（四半期末日基準）には銀行勘定の金利リスク量（ Δ EVE及び Δ NII）を計測しています。

金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2019年度末における流動性預金の金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提
流動性預金の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、考慮していません。
 - ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
当金庫では通貨別に算出した金利リスクの正值のみを通貨間の相関を考慮せず合算しています。
 - ⑥スプレッドに関する前提
スプレッドによる変動は考慮していません。
 - ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該事項はありません。
 - ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
有価証券保有残高の増加を主因とし、 Δ EVE最大値は前事業年度末比増加しています。
なお、 Δ NIIについては開示初年度のため、記載していません。
 - ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の Δ EVEは自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても自己資本額の余裕を確保するものと認識しております。
- (2) 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する以下の事項
 - ①金利ショックに関する説明
日々の市場リスク管理やストレステストの実施等にあたり、過去の一定期間や、ストレス事象発生時における金利上昇幅を参考に、当金庫の金利リスクの影響を定期的に検証しています。
 - ②金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRに関し、保有期間60日、観測期間1年、信頼水準99%を前提とし分散共分散法で計測しています。

「IRRBB」とは

「Interest Rate Risk in the Banking Book（銀行勘定金利リスク）」の略で、一定の金利水準変動により、金融機関の資本・損益に対して生じるリスクをいい、バーゼル規制では、金利リスクの計測・管理等を金融機関が行い、監督当局が当該取組み内容を検証・監督する枠組みをいいます。

「 Δ （デルタ）EVE」とは

「Economic Value of Equity」の略で、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショック（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下）により計算されるものをいいます。（経済価値ベースの金利リスク指標）

「 Δ （デルタ）NII」とは

「Net Interest Income」の略で、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショック（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト）により計算されるものをいいます。（収益ベースの金利リスク指標）

「VaR」とは

「Value at Risk（バリュー・アット・リスク）」の略で、過去の一定期間（観測期間）の変動データに基づき、将来のある一定期間（保有期間）のうちに、ある一定の確率（信頼区間）の範囲内で被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推計した値をいいます。

金利リスク

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク	Δ EVE		Δ NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	3,544	3,319	102	
下方パラレルシフト	-	-	7	
スティーブ化				
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	3,544	3,319	102	
自己資本の額	当期末		前期末	
	5,545		5,517	

（注）「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

子会社等に関する事項

当金庫には該当する子会社等はありません。

2020年版ディスクロージャー誌開示項目一覧索引

《信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目一覧》

◆第132条に基づく開示項目(単体)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

イ 事業の組織	9頁
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	9頁
ハ 事務所の名称及び所在地	22頁

2. 金庫の主要な事業の内容

10頁

3. 金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況	3頁
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	31頁
② 経常利益又は経常損失	31頁
③ 当期純利益又は当期純損失	31頁
④ 出資総額及び出資総口数	31頁
⑤ 純資産額	31頁
⑥ 総資産額	31頁
⑦ 預金積金残高	31頁
⑧ 貸出金残高	31頁
⑨ 有価証券残高	31頁
⑩ 単体自己資本比率	31頁
⑪ 出資に対する配当金	31頁
⑫ 職員数	31頁
ハ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
a 業務粗利益及び業務粗利益率	31頁
b 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	31頁
c 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	31頁
d 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	31頁
e 受取利息及び支払利息の増減	32頁
f 総資産経常利益率	31頁
g 総資産当期純利益率	31頁
② 預金に関する指標	
a 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	33頁
b 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	33頁
③ 貸出金等に関する指標	
a 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	33頁
b 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	33頁
c 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	33頁
d 使途別の貸出金残高	33頁
e 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33頁
f 預貸率の期末値及び期中平均値	33頁
④ 有価証券に関する指標	
a 有価証券の残存期間別の残高	34頁
b 有価証券の種類別の残高	34頁
c 預証率の期末値及び期中平均値	34頁

4. 金庫の事業運営に関する事項

イ リスク管理の体制	11頁
ロ 法令遵守の体制	13頁
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	5頁
ニ 金融ADR制度への対応	15頁

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	25頁
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及び合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	36頁
② 延滞債権に該当する貸出金	36頁
③ 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	36頁
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	36頁
ハ 自己資本の充実の状況	37頁
ニ 次に掲げるものに関する取得価格又は契約価格、時価及び評価損益	
① 有価証券	35頁
② 金銭の信託	35頁
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	35頁
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	34頁
ヘ 貸出金償却の額	34頁
ト 会計監査人の監査	26頁

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの

※ 代表者の確認署名	26頁
※ 金融再生法による債権額	36頁

◆第133条に基づく開示項目(連結)

7. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

43頁

◆自己資本の充実の状況等

イ 自己資本の構成に関する事項	37頁
ロ 自己資本の充実度に関する事項	38頁
ハ 信用リスクに関する事項	39頁
ニ 信用リスク削減手法に関する事項	41頁
ホ 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項	41頁
ヘ 市場リスクに関する事項	41頁
ト 流動性リスクに関する事項	41頁
チ オペレーショナル・リスクに関する事項	41頁
リ 出資等エクスポージャーに関する事項	42頁
ス リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	42頁
ル 金利リスクに関する事項	43頁



〒937-0868 富山県魚津市双葉町 6 番 5 号
TEL 0765-24-1214(代表)
FAX 0765-24-6277
E-mail:s1405000@FaceToFace.ne.jp

インターネットホームページのご案内

当金庫の内容をタイムリーに、より広く知っていただくためににいかわ信金のホームページを開設しております。

<http://www.shinkin.co.jp/niikawa>